

飯坂ロータリークラブ 週報

創立 昭和33年(1958)5月5日
 ガバナー 右近 八郎
 ガバナー補佐 海老原 三博
 会長 斎藤 孝裕
 幹事 菅野 浩司

2023-24年度
地区スローガン

ロータリーの
誇りを
楽しもう!

世界に希望を生み出そう

2023 - 2024 年度 ◆ 例会日/木曜日 12:30 ◆ 例会場/かむろみの郷 穴原温泉 ぽのこころ 吉川屋
 RI会長 ゴードン マッキナー 事務局/〒960-0201 福島市飯坂町字湯町 3 6 - 6 ☎・FAX (024) 543 - 1433
 サウス・クイーンズフェリーRC (スコットランド)

通算

4月は環境月間

第35回 [3151] 例会報告 令和6年(2024) 4月 4日(木)

出席委員会報告

会員総数	36名
出席会員	27名
欠席会員	9名
出席率	75%

言行はこれに照らしてから 「四つのテスト」

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

◆開会点鐘 紺野容樹 副会長

◆国歌斉唱 ◆ロータリーソング [奉仕の理想] 服部裕一 ソングリーダー

◆四つのテストの唱和 西山友幸 職業奉仕委員長

🎵 今週の誕生日 🎵 4月6日 伊藤 俊憲 会員 🎵

.....lunch time.....

◆副会長の時間 紺野容樹 副会長



本日は例会ご出席、誠にありがとうございます。4回目のピンチヒッターです。斎藤会長がインフルエンザでお休みということで、メッセージを預かっておりますので読み上げます。『会員の皆様、本日の欠席、心よりお詫び申し上げます。晩酌例会の翌日に体調不良となり、インフルエンザA型と診断されました。皆様もマスク、手洗い、消毒、コロナ禍同様の対策をお願いいたします。これを機に健康であることの大切さを再認識して、生活のリズムを整えていきたいと思っております』ここまですが会長の時間の代読で、これからは副会長の時間とさせていただきます。会長のメッセージにもありましたが、インフルエンザの感染状況について、先々週のデータが発表され、福島県の感染者数は全国で8番目と多い県になっております。また、コロナも14万名と比較的多い県です。春休みが間もなく終わり、入学式や社会人の方の転勤、新入社で歓送迎会など、様々な団体の総会等も残っております。先日の西條先生の感染症のスピーチの内容をよく思い出されて、皆様もお気を付けください。以上、斎藤会長のメッセージと、私からの感染症に対する注意喚起としまして、副会長の時間を終わります。



ロータリーソング 四つのテスト

◆幹事報告 菅野浩司 幹事

A. 月信 「ロータリーの友」4月号

B. 来信

①ガバナーエレクト 早川敬介 氏より

②財団ニュース 4月号

「2023-24年度地区研修・協議会開催の案内」

日時: 5月19日(日) 会長会 9時30分~10時 協議会 10時10分~16時予定

場所: ホテル華の湯(郡山)

C. メーキャップ報告

4/4 花ももの里開園期間中の手伝い 安齋忠作、服部裕一、伊藤俊憲、佐藤真也、高倉 怜、渡辺哲也 各会員

◆県北第二分区次期幹事セミナーの報告 菅野浩司 幹事

次期幹事が所用により欠席のため、次の次の幹事予定者であります高田会員と私で出席してきました。福島東ロータリークラブのホストで行われ、芳賀裕パストガバナーの「幹事に求められるロータリーの知識」という内容で講義があり、その講義を受けて、二グループに分かれ、グループディスカッションを行い、各代表が発表いたしました。また、各クラブで事務局と幹事の役割等が違うようで、原則というか、本来は幹事の仕事はこうですというような内容を、芳賀裕パストカバーよりお話いただきました。預かった資料を渡辺次期幹事にそっくりお渡しいたしますので、次年度のクラブ運営にお役立ていただければと思います。以上です。

◆社会奉仕委員会「花ももの里開園期間中のお手伝い」についての報告 服部裕一 委員長

今回、社会奉仕委員会の活動で、花ももの里のお客様の接待のお手伝いが朝から行われました。また来週も例会前にありますので、参加される方、よろしくご協力のほどお願いいたします。今日はありがとうございました。

< 栗子山風力発電事業(仮称)について 吾妻一夫 会員 > お手元に資料をお配りしましたが、栗子山南側山稜上に、今度10基ほどの風力発電が建設されるそうです。そこで、私が皆さんにお知らせというか、反対活動をしようという大それた気持ちはありませんが、その水は烏川を通して摺上川ダムに溜まります。超低周波などによって、動物や鳥などが多大な影響を受け、その被害はヨーロッパの方では数多く報告されておるそうです。鳥の死骸などが摺上川ダムに流れてくるというのが、一番引つかかることだと思います。人間にも頭痛、めまい、睡眠障害などの恐れがあるそうです。こちらの方では誰も問題にしていないので、皆さんわからなかったのかなと思い、私が資料をいただきましたので、お知らせまでお話しをさせていただきました。これは自然破壊です。そういうことをお知らせして、終わらせていただきます。

◆スマイリングBOX 川又康彦 小委員長 【合計38s】

吾妻 一夫 会員 5s	長い間欠席しまして申し訳ございません。白岩さんのスピーチたのしみになっています。		
伊堂 里佳 会員 5s	いつもお世話になっています。無事に娘が看護師になる事ができました！！		
佐藤 真也 会員 3s	花ももの里のボランティア活動ご協力ありがとうございました。来週もよろしくお願ひします。		
	白岩会員のスピーチ楽しみにしています。		
千葉 政行 会員 3s	・前回欠席おわび	・白岩さんのスピーチ楽しみにしています。	
油井 明則 会員 3s	白岩会員のスピーチ楽しみにしています。	紺野 容樹 会員 3s	白岩会員のスピーチ楽しみにしています。
渡辺 達也 会員 3s	白岩会員スピーチよろしくお願ひ致します。	生田目 正志 会員 3s	白岩会員のスピーチたのしみです。
村上 裕司 会員 3s	白岩会員のスピーチ宜しくお願いします。	白岩 裕和 会員 2s	本日はスピーチよろしくお願ひいたします。
川又 康彦 会員 1s	白岩会員のスピーチ楽しみにしております。	渡辺 哲也 会員 1s	白岩会員スピーチよろしくお願ひ致します。
野野 浩司 会員 1s	白岩会員のスピーチ楽しみにしております。		
伊藤 俊憲 会員 1s	・白岩会員スピーチ楽しみにしています。		
	・妻に誕生日の花をありがとうございました。		

◆会員スピーチ

白岩裕和 会員



本日は会員スピーチのお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。そして、多くのスマイリングをありがとうございました。前回の鈴木重忠会員のスピーチで、自社で起こった労災の話をしてくださったので、今日は実際に会社で労災が起きた時の対応のポイントをまとめましたので、ご説明をしたいと思います。その前に、改めて私の自己紹介をいたします。2021年に飯坂ロータリークラブに入会し、間もなく3年になります。出身は福島市泉で、福島高校卒業後、二松学舎大学に行きました。2010年に社会保険労務士となり、今14年目です。福島市森合に自宅兼事務所があります。家族は妻と小学5年生の息子、小学2年生の娘がおります。趣味はサウナと映画鑑賞、あとは10年以上ぶりにスキーを始めました。

本日は皆様に資料を2枚ほどお渡しいたしました。一つは「労災について大事なコト」保険と報告、もう一つ「労働者死傷病報告」をご用意しております。鈴木重忠会員がお話していたことは、実際に起こったお話で、労災が起きないようにというきっかけの一つのお話だったと思いますが、どうしても労災事故というのは起きてしまいますので、知らないことやることが沢山あり、余計にパニックになったり、話が深刻になってしまうので、本日はこの保険と報告ということを一気に分けて、実際に起こった時の対応をシンプルに考えていただきたいと思います。まず(1) 労災が起きた時の初動対応ということで、①から⑥まであります。通常は②で終わると思いますので、②までをご説明いたします。仕事に怪我が起きてしまった時は、まずは被災者の救出、これが一番大事です。被災者に病院に行ってもらい、もしくは一緒について行く時に、窓口で「仕事に怪我です。労災で取り扱ってください」と言っただけであれば、だいぶスムーズになると思います。ここで健康保険証を使ったり、仕事に怪我だと言わなかったりすると、あとから訂正するのが非常に大変になります。病院で労災の怪我だと言うと「5号様式を持って来てください」と言われます。それを病院に出していただくと、あとは従業員の人の病気やケガが治るまで、無料で診療を受けられます。これは労災保険を使うという対応です。ですので、その後に必要に応じて、労働基準監督署に報告するということが大事になります。仕事を休むような大きな怪我になった場合は、この③以下の対応が必要になってきます。③は被災者家族への連絡。次の④の監督署等への通報では、災害規模が一定以上の場合となっておりますが、例えば、死亡災害や有害物質による中毒とか、電離放射線障害（放射線が漏れた）など、被害が拡大していくような時には、監督署への通報が必要になると思いますが、普通に怪我をして病院に行った場合、ここではすぐに通報はしなくていいです。⑤も⑥も、これは先ほど言った死亡災害などや有害物質中毒の時は、事故現場の保存など、事故調査への対応が必要になってきます。

その次の(2) 労働者死傷病報告の提出①とありますが、これが労働基準監督署への報告になります。労働安全衛生法に労働災害が発生した時に、事業者が行うべき報告が規定されております。この労働者死傷病報告の提出が義務付けられるので、これを労働基準監督署に出して初めて報告したということになります。未提出や虚偽記載の場合は、いわゆる「労災隠し」として厳罰に処せられることとなります。労働基準監督官は、実は特別司法警察職員という形で警察官と同じ権限があり、逮捕することができるのです。この死傷病報告ですが、様式が2種類あります。資料のフローを見ていただくと、仕事に災害はもちろん、事業場内、通勤災害は置いておいて、災害が発生して、労働災害かどうかで、これを「出す」「出さない」が変わってきます。休業が無い場合や通勤災害の時は報告する必要はありません。休業が「4日以上」か「4日未満か」で違います。4日以上の休業だと、この死傷病報告を出すようになります。労働災害がどうして起きたのかという原因と、あとはそれが起きないように対策をどうするのかということが、この報告でも大事になってきます。

最後に(3) 労働者死傷病報告の提出②ですが、これは福島労働基準監督署の組織の構成で、第一方面から第三方面まであります。第一、第三方面は、労働基準法に基づく監督指導です。残業代を払っていない、お給料が払われていない、有給が取れないなどを監督官が指導します。第二方面は、労災の時に死傷病報告を出す部署になります。労働者死傷病報告の届け出受付、労働安全衛生法に基づく監督指導です。また、労災課という課があって、労災保険給付に係る業務全般を行います。労災課はあくまで保険を使ったとか、休業補償するなどの事務手続きをするだけの課になります。会社さんからあげられた死傷病報告を監督官が見ていくわけですが、この事故は重大な事故なので原因を究明し再発防止をしないと、また同じ事故が起きるのではないかと、そう言った時に現場を見て、実際に起こった状況を確認しなくてはならないということで、初めて監督署が動くようになるのだと思います。

労災は予期しない時に起こります。起きた時にはまず労災保険を使う。従業員の人に病院に行っただけ、その時に「仕事に怪我です」と言っただけであれば、まずはオッケーです。その後に落ち着いて、休業が有るのか無いのか、休業があったのであれば、労働基準監督署に報告をしていただきます。監督署はすごく怖いから、報告をしたらすぐに書類送検されるのではないかとすることは一切ありませんので、ぜひとも安心してご対応いただければと思います。時間になりました。ご清聴いただきありがとうございました。